

相談窓口

1 次の各市町におけるご相談は兵庫県の各土木事務所の窓口へ

市町名	相談窓口	電話
芦屋市、伊丹市、猪名川町	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3192
高砂市、稲美町、播磨町	東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課	079-421-9227
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課	0795-42-9406
相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	中播磨県民センター姫路事務所まちづくり建築第1・2課	079-281-9567
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1・2課	0796-26-3756
丹波篠山市、丹波市	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課	0795-73-3862
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課	0799-26-3246

2 次の各市内におけるご相談は各市の窓口へ

※神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市におけるご相談は各市の窓口へ

市名	相談窓口	電話
加古川市	加古川市都市計画部まちづくり指導課	079-421-2000
宝塚市	宝塚市都市整備部開発審査課	0797-71-1141
川西市	川西市都市政策部建築指導課	072-740-1111
三田市	三田市都市整備部審査指導課	079-563-1111

盛土規制法に関する国の情報

国土交通省



国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



農林水産省



林野庁

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階
TEL : 078-362-3646 FAX : 078-362-4456

※盛土規制法については下記HPをご覧ください。

HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/moridokiseihou.html>



兵庫県で危険な盛土等を規制する新しい法律の運用がはじまります

兵庫県では、**県内全域**※を「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に基づき『宅地造成等工事規制区域』及び『特定盛土等規制区域』に指定し、**令和7年4月1日**から盛土規制法の運用を開始します。
規制区域内で盛土等の工事を実施する場合は、工事に着手する前に許可又は届出が必要となります。
※ 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市は、各市が規制区域を指定します。

新たな法律の概要

盛土等に伴う災害から人命を守るため危険な盛土等をスキマなく規制します。

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域に指定します。

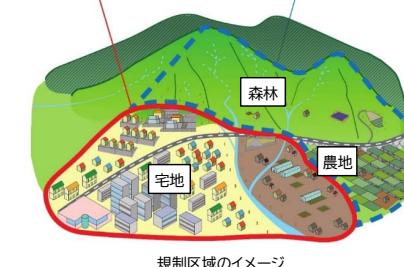
- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、**土地の用途(宅地、農地、森林)**にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



安全な盛土等の造成

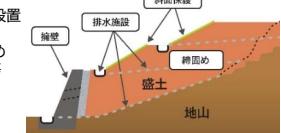
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

【許可の基準等】

- 安全対策に関する技術的基準に適合
- 工事主の資力・信用、工事施工者の能力
- 土地所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知

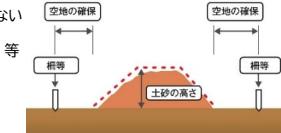
盛土・切土

- ✓ 排水施設の設置
- ✓擁壁の設置
- ✓ 盛土の締固め
- ✓ 斜面保護 等



土砂の堆積

- ✓ 土砂が流れない地盤勾配
- ✓ 空地の確保 等



安全対策に関する技術的基準(概要)

【報告・検査】

- 施行状況の定期報告(3ヶ月ごと)
- 中間検査
- 完了検査

盛土等を安全に保つ責務

指定区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する責務があります。

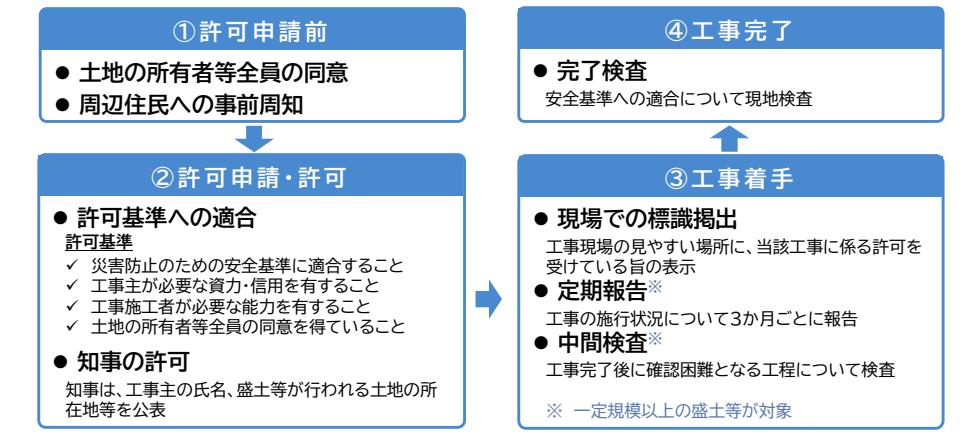
原因行為者に対しては正措置等を命じる場合があります。

※土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡された場合は、その時点の土地所有者等に責務が発生

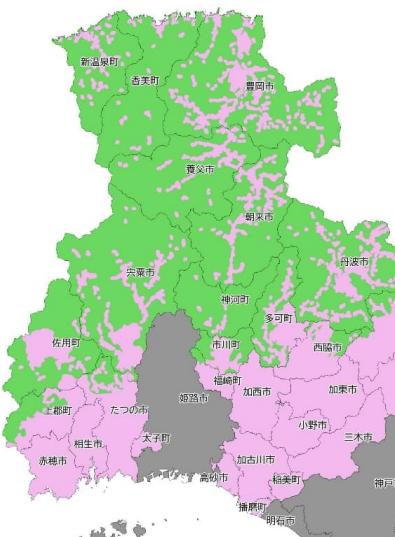
実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可行為や命令違反に対する懲役刑や罰金の水準が強化されています。(最大で懲役3年以下、罰金1,000万円・法人重科3億円以下)

許可申請から工事完了までの流れ



宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



県内全域※が、
・宅地造成等工事規制区域
・特定盛土等規制区域 のどちらかに該当します。
規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、
工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、
手続に漏れがないようご注意ください。

※指定都市(神戸市)及び中核市(姫路市、尼崎市、明石市
及び西宮市)は、各市の長が規制区域を指定します。

規制区域の詳細は、
ホームページをご確認ください。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/moridokiseihou.kiseikukiki.html>



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 指定都市及び中核市

許可の対象となる盛土等の規模

【土地の形質の変更(盛土・切土)】

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域
例示 ●宅地造成のための盛土等 ●残土処分場における盛土等 ●太陽光発電施設設置のための盛土等

① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
注)⑤のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前の地盤面の標高差が30cmを超えない盛土又は切土は許可不要

【一時的な土石の堆積】

⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの

注1)⑦のうち、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない土石の堆積は許可不要

注2)「特定盛土等規制区域」では、「宅地造成等工事規制区域」で許可が必要な行為を行う場合は届出が必要になります

適用除外

公園、道路、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可等の手続は不要となります。

■表に記載の他法令で許可等を受けている工事

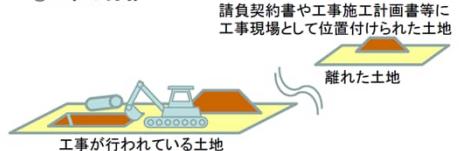
鉱山保安法 : 鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
鉱業法 : 鉱物の採取(認可を受けた施設案の実施に係る工事等)
採石法 : 岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
砂利採取法 : 砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
土地改良法 : 土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業
火薬類取締法 : 火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
家畜伝染病予防法 : 家畜の死体等の埋却
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 廃棄物の処分等
土壤汚染対策法 : 汚染土壤の搬出又は処理等
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法: 廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分

■森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

■国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

■工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの

①工事の現場



②工事現場の付近

